

議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年11月1日（金曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時26分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	小 西 直 樹
//	大 島 満
//	橋 本 雅 雄
//	村 上 和 久

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（議事調査課長）	福原 武
庶務課主幹	鳥取 則子
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に押田委員、江西委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、大きな協議事項1番目、12月定例会の運営についてであります。

まず、市長から12月2日（月曜日）に12月定例会を招集いたしたいとの申し出がありましたので御承知おき願います。

次に、議案説明会については、11月25日（月曜日）に開催となりますので御承知おき願います。

また、議案書は、11月29日（金曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず、1つ目の決算の認定時期についてであります。

昨年度までは、一般会計・特別会計及び企業会計の各決算特別委員会において、10月か

ら11月中・下旬にかけて決算にかかる審査を行ってりましたが、今年度は10月7日から15日までの日程で開催した予算決算委員会・各分科会において既に審査を終了しています。

そこで、私からの提案ですが、昨年度までと同様の形で12月定例会最終日に決算認定にかかる採決を行うと、審査から2カ月以上の期間があいてしまうことから、今年度より12月定例会初日の本会議において決算の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の会期及び審議日程についてであります。今ほど御協議いただいた決算の認定時期の変更も踏まえて、まず、審議日程についてであります。お手元に配付しました日程を参考に、協議したいと思います。

よろしければ、私のほうから日程についての案をお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

12月2日提案理由説明、討論・採決（決算分）、12月3日議案調査日、12月4日議案調査日、12月5日議案調査日、12月6日議案調査日、12月7日休会、12月8日休会、12月9日一般質問、12月10日一般質問、12月11日議案調査日、12月12日一般質問、12月13日一般質問と予算決算委員会（前期全体会）、12月14日休会、12月15日休会、12月16日経済環境分科会と経済環境委員会、12月17日厚生分科会と厚生委員会、12月18日建設分科会と建設委員会、12月19日総務文教分科会と総務文教委員会、12月20日予算決算委員会（後期全体会）、12月21日休会、12月22日休会、12月23日議案調査日、12月24日討論・採決という日程を組んでおります。

日程については、以上のとおりであります。したがって、会期は12月2日から12月24日まで、23日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、12月定例会における討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、12月2日の決算にかかる討論・採決に向けた通告期限については、11月28日（木曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が11月29日（金曜日）の正午までとなります。次に、最終日、12月24日の討論・採決に向けた通告期限については、12月20日（金曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が12月23日（月曜日）の正午までとなりますので、あわせて御承知おきください。

次に、3つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。

一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が議案説明会の当日、11月25日（月曜日）の午後5時まで、次に質問予定書の提出期限については、11月26日（火曜日）の午後3時までとしたいと思います。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、棚入れにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

います。

その上で、今定例会初日、12月2日（月曜日）の正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。

また、その際にもし質問の補足として配布したい資料があれば、あわせて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、翌3日（火曜日）の本委員会にて、資料の配布を認めるかについての協議を行いたいと思います。

次に、一般質問の質問時間については、答弁を含め、1人年間120分以内となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。

ただし、6月定例会及び9月定例会で一般質問を行った場合は、その残時間を考慮して、選択することになります。

なお、選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は使用したものとみなすことになります。

参考までに、9月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきました。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、12月3日（火曜日）に開催いたします本委員会において決定したい

と思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、4つ目の請願・陳情につきましては、8月2日に開催した本委員会で決定したとおり、12月定例会から開会日の正午までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は12月2日（月曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、12月3日（火曜日）の本委員会において、一括して報告いたします。

次に、5つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は12月12日（木曜日）の午後5時までとなります。

次に、6つ目の議事の進め方につきましては、お手元に配付の資料に基づき、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
次に、大きな協議事項の2番目、議会BCP
についてであります。

このことについては、各会派において協議・
検討を進めるとともに、他市議会の状況を視
察した上で改めて協議することとしておりま
した。

残念ながら、委員会視察は台風19号の被害
等を考慮して中止としたところですが、視察
を予定していた板橋区議会と目黒区議会から
は資料をいただいたことから、委員の皆様
には事務局から事前に配付させていただきました。

合わせて、現在の計画案を事務局で修正した
ものを委員及び各会派に配付しております。
そこで、この修正案の内容を詳細に御検討い
ただいた上で、御意見があれば、11月15
日（金曜日）正午までに事務局へ御提出くだ
さい。

そのいただいた御意見を踏まえて、最終案を
調整し、11月25日（月曜日）に本委員会
を開催し、協議・決定したいと思います。

次に、大きな協議事項の3番目、本会議及び
委員会・分科会での注意事項についてであり

ます。

このことについて、お手元に資料を配付してありますので、ごらんください。

本会議及び委員会・分科会での注意事項についてですが、本会議及び委員会・分科会での質問（質疑）、討論において、次の事例が見受けられますので、議員各位におかれましては十分に注意してください。

まず、本会議についてですが、一般質問の冒頭及び終わりの部分で、通告内容と直接関係のない発言を何分間も行うケースがあります。一般質問及び議案質疑は通告制を採用していることから、発言は通告に沿った内容とすること。

次に、通告及び通告外の事項について、当局に要望を行うケースがあります。一般質問及び議案質疑は答弁にて完結するものであり、一問一答方式においてさらなる要望は行わないこと。また、通告外の事項について要望は行わないこと。

次に、選択した質問時間と質問の量が明らかに乖離しており、質問時間内に全ての質問を行うことができなかつたり、質問時間が足りないことから当初予定していた質問内容を大幅に省略するケースがあります。質問の量・項目数は、自身が選択した時間と当局が答弁

する時間を十分に考慮すること。

次に、討論において、本来の趣旨及び本市議会の申合せ事項に照らして、裏面のような改善を要すると思われるケースがあります。議員必携には、討論とは、議題になっている事件に対して自己の賛成または反対の意見を表明することであって、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させるためのものとあります。

討論では、冒頭に賛成、反対を明らかにして、次にその理由を明確に述べることとし、申合せ事項で定めているように「良識に基づき、簡潔にして要領を得た形」で行うこと。

次に、裏面をごらんください。表には、改善を要すると思われる討論の内容について、また、別紙1については、その具体例を記載してありますので、委員各位で内容を御確認ください。

次に、発言通告書等についてですが、発言通告書等の記載方法については、重複質問の防止等の協議を行った平成30年11月2日の本委員会において周知を行い、また、作成方法については令和元年6月10日付けの文書で会派代表者に再度案内を行っていますが、未だに改善・統一されていません。

発言通告書等の「発言の要旨」は、別紙 2 及び別紙 3 の趣旨を踏まえ、記載例のとおり記載すること。

それでは、別紙 2 をご覧ください。これは、議員必携の質問部分の抜粋です。2 枚目のアンダーライン部分には、「通告に当たっては、「質問の内容を具体的に記載」と示している。このように通告内容には具体性がなければならない。「行政全般について」とか「教育行政全般について」というような単なる質問事項のみで要旨が記載されていない通告は、議長は受理できないし、また受理すべきでない」と。加えて、下の段には、「また「質問」であるからあくまで質問に徹すべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものである」と記載されています。次に、別紙 3 をごらんください。これは、令和元年 6 月 10 日に各会派代表者宛てに事務局から配付された発言通告書（一般質問）等作成時のお願いであります。

表面には記載方法が記載してあり、裏面には発言通告書の例が掲載してあります。

委員各位には、この内容をいま一度確認いただき、質問予定書及び発言通告書については、必ずこのように記載して提出してください。注意事項についての用紙に戻りまして、最後

に、委員会・分科会についてですが、討論、意見の表明については、本会議での討論と同様、申合せ事項で定めているように「良識に基づき、簡潔にして要領を得た形」で行うこと。

注意事項については以上であります。

なお、この資料については、後ほど全議員へ棚入れしますので、各会派において十分に内容を御確認の上、12月定例会に臨んでいただければと思います。

最後に大きな協議事項の4番目、申合せ事項についてであります。

まず、議員提出議案の提出者が賛成討論を行うことについてですが、お手元に配付の資料に基づき、事務局から説明させます。

議事調査課長　〔議員提出議案の提出者が賛成討論を行うことについて、
資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について何か質問はありませんか。

江西委員　全ての話が急に出てきたものですから、頭の中で整理できずに質問させていただきます。質問の通告についてですが、質問をしなけれ

ばならないから質問をするわけではなくて、質問するべきだと思って質問をするわけで、通告の様式に縛られるというのは大変やりにくいのです。今のスケジュールを見ても、当局とのスケジュール調整や議案説明会などで大変タイトな中で、質問が通告した内容で縛られてどんどん進められるのだったら、今から質問を決めておかなければならない状況になるので。

実際ここまでするのであれば、通告前の会派内のすり合わせや質問予定書の提出についてもちょっと考え直していただかないと厳しいのではないかと思います。

委員長

今は、議員提出議案の提出者が賛成討論を行うことについての質問であって、江西委員が言われたのは、通告について一前の項目の話でしょう。

江西委員

前の項目の話ですが、先ほどは質問する機会がなかったので。一連の流れで、今質問する機会かなと思ったのですが。

（「今、協議しているものを諮ってください」と発言する者あり）

委員長 江西委員の言われることもわからないわけではないのですが、今は議員提出議案の提出者が賛成討論を行うことについての協議をしたいと思います。

ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

このことについては、標準会議規則においても禁止規定がないことから、それぞれの議会において決定すべき事項であると考えております。

そこで、各会派の代表者が出席する各派代表者会議で、まず協議していただき、最終決定は本委員会で行うほうがよいと思いますので、議長にこの旨を報告し、各派代表者会議で協議することを要請したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、委員会室への電子機器の持ち込みについてですが、議会運営に関する申合せ事項では、「議場及び委員会室等へ携帯電話は持

ち込まない」とされており、平成30年9月14日の本委員会では、「音の出るもの（ICレコーダーを含む）」も、持込みを制限することとしております。

ただ、一部の議員からタブレット端末を持ち込みたいという希望もあることから、この件についても各派代表者会議において御協議をいただき、後日、その結果を本委員会で皆様に御報告した上で、タブレット端末の持込みの可否を決定したいと思えます。

そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、先ほど申しあげましたとおり、11月25日（月曜日）の議案説明会終了後に開き、議会BCPについての協議を行いますので、よろしく願います。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和元年12月定例会
(令和元年11月1日)
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 江 西 照 康